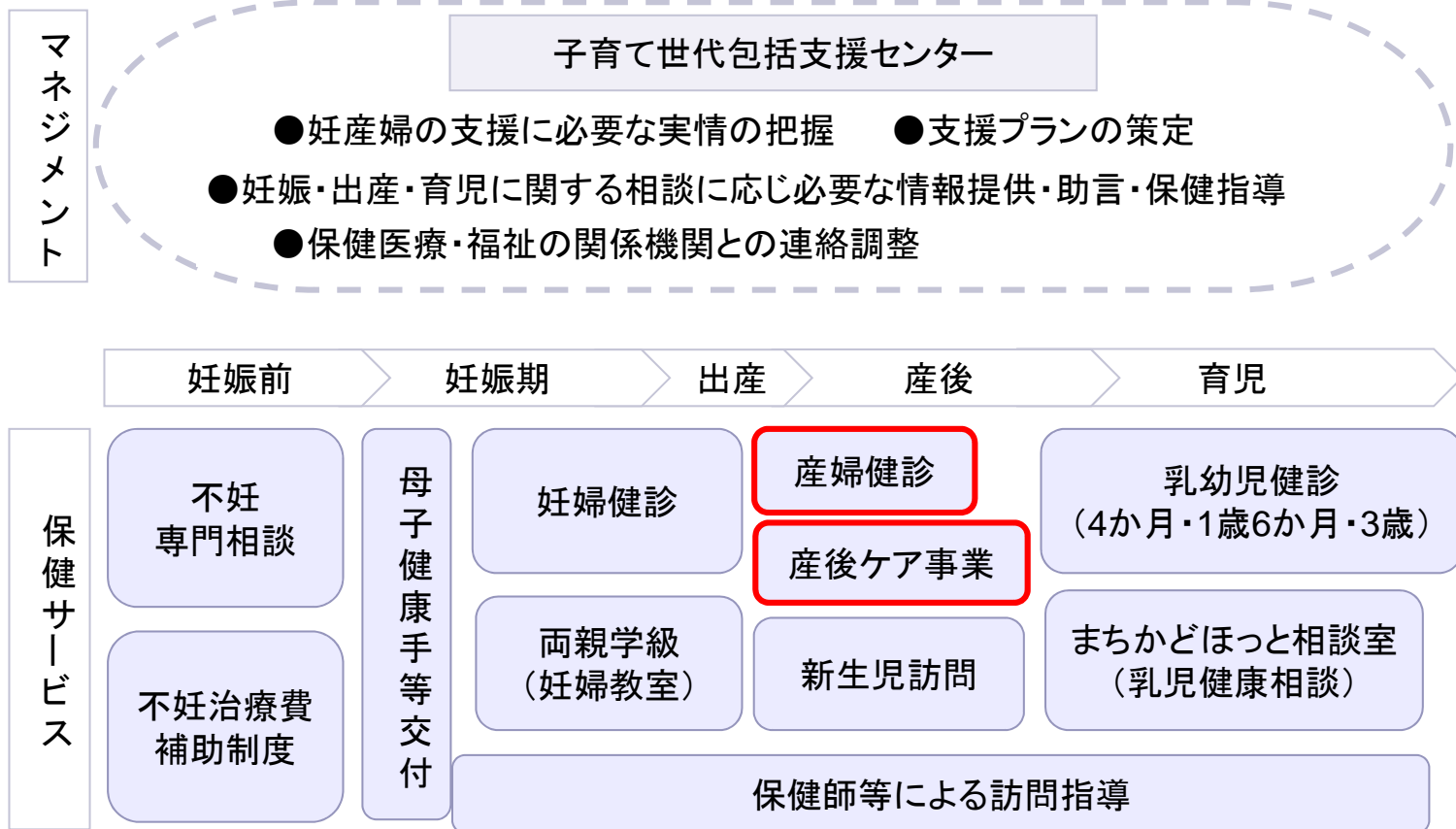


# ～妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援～



## 令和元年度新規事業

### 産婦健診

産後うつなどの心身の不調がないかを積極的に確認し、支援が必要な産婦の支援につなげます。

- 対象者：市内に住所を有する出産後4週間前後の産婦
- 実施内容：問診、診察（子宮復古状況等）、測定（体重、血圧）、検査（尿、メンタル）
- 実施方法：分娩した医療機関で、赤ちゃんの1か月児健診に合わせて受診します

### 産後ケア事業

出産後のお母さんは心身共に不安定になります。

「産後ケア事業」は、お母さんと赤ちゃんの生活リズムと心身の安定を図るため、指定の施設で宿泊や日帰り（デイサービス）で授乳指導や育児相談などを受けられる事業です。

- 対象：退院直後～出産後4か月未満の支援が必要と判断された母子
- 実施方法：産婦人科医療機関や助産所での「宿泊型」と「デイサービス型」
- 利用期間：宿泊型とデイサービス型を合わせて7日まで
- 利用料金：宿泊型：1泊2日 8,000円      デイサービス型：1日2,500円  
※市民税非課税世帯・生活保護世帯は免除